

平成 14 年 3 月 31 日の財産については、職員の負担によるものを除いて、できるだけ早急に林業公社の会計へ繰入れることが望まれる。

## 6. 経営の効率性及び公益性について

平成 14 年度からは、県北、県南の事業所を廃止し、本部への統合を行い、①事務、事業管理の効率化のためのサーバー導入、②情報伝達の迅速化、③作業工程の見直し、④交通費の節減、⑤金利軽減の工夫等が行われているので、効率化についての努力はされているとみられる。

しかし、事業所が廃止されても同じ面積の保安管理が必要などの理由から人員は変わっていない。新植事業量等の減少傾向からみると、効率化は必ずしも十分とはいえない状況であり、民間企業であれば、人員削減や給与水準の見直しをするような経営状態である。県の全額出資法人であり、大胆なリストラは行えない事情にあると思われるが、可能な限り早期退職制度や他の公社等との統合の検討も望まれる。ただし、組織の統合については、分収造林という特殊な分野であり、特別会計が必要なため統合の長所、短所を慎重に検討する必要があると思われる。

公益性については、設立趣旨にあるように、分収造林事業を通じて農山村地域の雇用創出など地域経済の振興に貢献してきた事実は認められるものであり、計画造林の先導的役割を担い民有人工林の約 10%を造林し、県土の緑化、保全等に寄与してきたことは高く評価されるべきものである。ただし、これらの公益性は林業公社の事業の収益力を前提としてきたものであり、経済社会の構造的変化に対応できず、結果として県の財政負担を重くし、見直しが求められている現状と切り離して評価することはできないと考える。

また、最近における環境の問題から、森林の多面的機能の評価が行われ、林業公社の人工林 24,093ha についても 668 億円の評価があるとされる。

これについても、林業公社は事業として、山村地域等の未利用地または伐採跡地で自力により造林事業を行うことが困難なものについて、補助金や制度資金の活用により行うことを目的としていて、直接には環境問題のための事業を行っているものでない。環境面についての公益性が一般社会からみて高く評価されるものであっても、独立採算（ただし、林業公社の場合は補助金や有利な融資制度を活用した上での採算性。）を前提とする事業法人の直接的な存在理由にはならないものと思われる。

むしろ、当面は伐採跡地の災害防止等の面から、県の財政負担との均衡の中で必要性（公益性）が評価されることになると思われる。

また、国有林野事業、県行造林等が伐期を迎えて、つぎつぎと伐採が行われており、その後の林業の担い手は地方、民間として位置づけられている。県の施策をみると、担い手の中心は森林組合となっているように思われるが、林業の状況は設立当時よりも深刻であり、林業公社が持っている専門的知識、技術等は民間指導等に有効に活用されることが望まれる。

#### 7. 林業公社の短期借入金及び県の歳入・歳出の処理について

林業公社が毎年度末に銀行から借入れる 3,550,000,000 円は、結果報告書 21 ページ、27 ページに記載のとおり、本来、昭和 55 年度から昭和 61 年度の「林業開発基金」として処理されるべきものであった。

しかし、県の財政等の都合で毎年度初めに貸付けし、年度末に銀行から借入れした資金で償還している。この資金繰りのため、林業公社は銀行からの手形借入及び県からの金銭消費貸借契約書に毎年 60 万円の印紙税と銀行の借入利息を負担している。さらに、県の歳入及び歳出も同額だけ膨らみ、林業公社に対する事業費が異常な金額として公表されている。

過年度における財政上の操作が長期に続いている点については、県財政の現状から直ちに解消することは困難としても、林業公社においては多額の借入金について個人保証を行うなど好ましくない状況になっており、可能な限り今後の財政計画において解消されることが望まれる。

#### 8. 県行造林の普通財産管理上の面積について

県行造林の管理については、規程上は、「地上権等の台帳」と立木台帳（第 19 号）があるが、実務においては立木台帳だけで管理されており、「地上権等の台帳」についてはそれが現存するか、しないかを含めて不明になっている。

「地上権等の台帳」の記載例によると、登記上の面積と契約上の面積とが一致することが前提となっているが、実務における有用性が低くなっているとみられる。規程と実務との整合性が保たれるような措置が望まれる。

また、普通財産としての面積は、契約上で有効な面積が重要であり、実務上の管理として登記面積によらざるを得ないとすれば、普通財産管理として、有効な面積を注記等で開示することが必要である。

### 第3 (財)林業労働対策基金について

#### 1. 「担い手育成基金」の運用収入の用途等について

(財)林業労働対策基金は、「担い手育成基金」の運用収入が生じることにより、4年間で1億4千万円の資金を有するようになっている。これについて、平成14年度当初予算をもとに5年間で事業に充当する見通し資料を提出されたが、従来からの予算と決算との推移からみて現実的でないと認められる。

これとは別に、業務方法書等により、従来への助成事業の見直しと新たな助成事業についての検討が行われ、平成14年度の事業計画においては、一部、支援センターの補助事業の減額部分について独自事業（基幹林業就業者等養成事業6,070千円）としての対応がみられる。

しかし、これ以外の新たな事業（県から移管された助成事業以外で、機械、設備等を対象とする助成事業。）は、基本的に出えん(捐)事業体に対して行う助成事業であり、県の支援としての「担い手育成基金」の資金運用収入を財源とする事業として適切かについて疑問が残る。

(財)林業労働対策基金は、寄付行為をみる限りにおいて基本的に林業従事者を対象として助成事業を行っており、県は林業改善資金等として、別に高度な機械等について有利な融資制度を整備しているとみられる。

また、新たな事業については、業務方法書によると寄付行為第4条の(1)、(2)及び(3)に複合して該当する旨記載されているものが多いが、「しおり」や業務方法書の前文をみると、労確法第11条の支援センター指定の要件と寄付行為第4条(4)に記載した労確法第12条の事業とを混同しているとみられる説明等があり、寄付行為の事業と「担い手育成基金」による県の支援等についての区別の認識が十分でないように思われる。

設立から寄付行為の事業(1)、(2)、(3)は変わっておらず、新たな事業については、(5)のその他に該当するとも考えられる。貸付要綱等では(5)の事業についての充当は認めておらず、寄付行為の事業についての判断が重要である。事業を拡大するのであれば寄付行為を改正するとともに、従来からの出えん(捐)事業体の自主的運営（基金助成方式）が適切であるかについても検討が求められると考える。

(財)林業労働対策基金における、県からの実質的な助成である「担い手育成基金」の運用収入を財源とする事業は、ほとんど出えん(捐)事業体に対する助成事業である。県は、奨励的な趣旨の補助金については削減の方針を立てているので、新たな事業についてはこの面からも妥当性を検討することが望まれる。

## 2. 所管する農林政策課の認識について

平成10年度の林務部の「林業関係施策の概要」によると、森林整備担い手育成基金貸付事業〈新規〉の目的について、「林業労働力確保法に基づき、林業労働力支援センターに指定された(財)秋田県林業労働対策基金の機能を強化するとともに、林業労働力対策を効率的に推進するため、県と財団がそれぞれ行っている就労条件改善の助成事業を当該財団に統合することとし、これに必要な資金として森林整備担い手育成基金を当該財団に長期にわたって貸し付ける。」と記載されている。

この記載によると、当該資金は、労働法に基づく(財)林業労働対策基金の機能強化のためのものであることと、統合される就労条件改善の助成事業のためのものであると理解することになると思われる。

農林政策課は、条例と労働法との関係については、「条例第1条に定める基金の貸付先法人の1要件として労働法第11条第1項の指定法人であることとしているのみであり、条例を労働法に基づくものと位置づけてはおりません。」とし、貸付先法人を(財)林業労働対策基金と特定する意味しかないと説明し、その旨回答している。また、新たな事業については、林務部長通知の「要綱第2条に掲げる使途の範囲において、事前に県との協議を経た後、新たな事業を行うことができる」(結果報告書29ページ参照)ことを根拠に問題がないとしている。

この考え方に立てば、上記林業関係施策に記載されている、「----支援センターに指定された----」も重要な意味がないことになるとともに、林務部長通知は単なる予算書、決算書の形式上の表示を求めているに過ぎず、充当調書のような計算しか行われないうことになり、運用収入は実質的に(財)林業労働対策基金の自由財源ということになる。

しかし、条例における資金の目的外使用についての規定の趣旨、無利子貸付金の根拠となる「より高い公益性」についての支援センター以外の理由、事業体(森林組合、企業等)の出えん(捐)額が約1億円で自主的運営を行っている財団法人に40億円の追加出えん(捐)と同じような自由財源としての支援を行うことになることを考えると理解ができないといわざるを得ないものである。新たな事業についての林務部長通知も、助成事業の内容の見直し、運用の改善を前提にしており、それ以上の事業の拡大は、支援センターとしての事業と理解すべきであると考えられる。

(財)林業労働対策基金に多額の資金が留保されている要因は、平成10年度前後から、林業経営自体が著しく縮小されてきたためであり、結果的に、県からの移管事業及び基金本来の助成事業の不足分の補填に充当した残額が資金として留保されていることは明白である。

### 3. 経営の効率性及び公益性について

経営については、規模が小さく特に非効率とみられるものはないが、事業の拡充に伴い、管理費も増加している。県からの移管された助成事業については、その運用収入を管理費に充当してはならない規定があるが、それに伴う管理費はある程度必要であり、合理的な範囲については認められる余地があると考ええる。

労災保険については、平成 10 年度までは財団本来の助成事業としては、上限を 23,500 円としていたが、県からの移管事業（県直営事業では上限 35 歳以下 98,000 円）と一体的に行ってから、上限を平成 11 年度 35,000 円、平成 13 年度 68,900 円に引上げ（ただし、移管前の県直営事業対象の 35 歳以下は引下げ。）をしている。平成 13 年度の労災保険掛金助成事業費が増加している要因は、助成の基準額を引上げたことによるものである。退職共済掛金助成事業費の増加についても、ほぼ同じ事情によるものである。

出えん(捐)事業体等の経営状況が厳しいため、高い労災保険料について手厚く助成する傾向にあり、助成の趣旨が若年林業従事者の育成、確保から出えん(捐)事業体等の救済的性格に一部変化しているように思われる。

平成 13 年 12 月 14 日改訂の「農林水産省政策評価の考え方」によると、林業労働力の確保、育成は「効率的かつ安定的な林業経営の育成」の一つの政策であり、林業経営体の育成、森林組合の経営基盤の強化等と一体的にすすめられるものと考えられる。また、平成 14 年 3 月 29 日公表の「林業への新規就業者について」の統計調査によると、研修、社会保険制度の充実と同等あるいはそれ以上に「労働条件の向上に資する就業先の経営基盤の強化（事業量の拡大、機械化等）」を希望しているとなっている。

(財)林業労働対策基金がこれらの役割を担っていくとすれば、現在の寄付行為の改正等を行ったうえで、その事業目的を明確にすることが必要と思われる。

国においては、平成 12 年 12 月 1 日に「行政改革大綱」を閣議決定し、平成 13 年 7 月 23 日に「行政委託型公益法人等改革を具体化するための方針」が定められ、国からの補助金等に依拠している公益法人について、----- 交付された補助金等の半分以上を他の者に分配しているもの、法人の年間収入の 3 分の 2 以上を補助金等が占めているものを対象に、必要性のない補助金等を廃止。必要な場合でもより効率的な方法による事務・事業の実施に向けて措置。----- の方針が示されている。この面からも、「担い手育成基金」について、そのあり方を見直すことが望まれる。

#### 第4 公社の県債所有について

##### 1. 基本財産等により県債を所有する公社の会計処理等について

地方債（県債）については、公社債市場で流通することを前提にした証券形式により発行されるものと、当事者間において金銭消費貸借契約による証書借入の形式によるものがある。

企業会計審議会の「金融商品に係る会計基準の意見書」（平成11年1月22日）等によると、証券形式の地方債は、有価証券として「売買目的」、「満期保有目的」、「その他有価証券」のいずれかに区分されることになり、「売買目的」及び「その他有価証券」については、時価評価の対象となる。証書借入については「金銭債権」に区分されるため、「満期保有目的」と同じく償却原価法により評価することになる。

秋田県においては「民間等資金」の「その他」については公募債を発行しておらず、公社が所有する県債は、すべて「金銭債権」すなわち長期貸付金であり有価証券には該当しない。

公社等の中には、投資有価証券あるいは単に県債として決算書に表示しているものがある。科目については金銭債権であることを明示するよう求めるべきである。その上で、基本財産としての運用が適切か公社等に自主的に判断をさせることが望まれる。

##### 2. 運用収入等について

公社の収支予算を閲覧、質問したところ、すべての法人が必ずしも困窮しているとは限らないので、自主的な運営を支援することの必要性を見直すことが望まれる。

例えば、甲財団法人では、福祉施設・整備助成金に9百万円の予算を計上しながら、2年間の事業実績はゼロである。

乙財団法人では、出えん(捐)企業、団体が県債の運用に同意せず、一つの基金の資金運用が出えん(捐)母体の意向により分散している。このため、複数の基金の資金が部分的にいくつかの県債に合算されて、決算書等だけでは適正性が確かめられなくなっている。財団法人の自主的運営からみれば、出えん(捐)母体の意向が異なり意思統一ができず、決算書等の明瞭性に影響を与えるような状況は、好ましいものとはいえないと考える。

### 3. 発行条件等について

公社に対する県債の条件は、地方公募債の10年債の応募者利回りに0.01%を上乗せした利率になっているが、実際には3年の借換えであり、通常利回りの2~3倍以上の利率となっている。平成14年4月1日の改正では、経過措置で10年債の応募者利回りを適用することが明示されているが、それ以前は県債要綱で規定されておらず、改正後の発行については5年債を適用することになっているので、平成13年度までの県債利息については少なくとも8億円程度(1,606,823千円の50%。ただし、林業労働対策基金の40億円分を含む。)は余分に支払っていると考えられる。10年債の応募者利回りを適用する必要があるとすれば、公社に対する支援という意味にとどまらず、県がその資金を長期に必要としていることを認めていることにもなりかねないとする。

総務省の平成14年度「公益法人に関する年次報告」をみると、財団法人であってもすべて財産運用収入だけに依存しておらず、会費収入等も必要な財源(都道府県所管10,070法人についての財産運用収入は1,808億円、会費収入1,336億円)になっている。したがって、財産運用収入の利回り低下を県が責任を負わなければ、その公益事業が絶対に行えなくなるものとは考えられない。

また、一般法人、団体、個人等は、ペイオフ対策と低金利に悩んでおり、その意味で県は、特定の縁故者に対して二重の恩恵を与えており、不公平、不透明の批判は免れないと考える。

国債については、安全性を求めて多額の資金が流入しているといわれている。しかし、最近の金融機関は金利見直し(引き上げ)による経営改善に迫られており、国債のリスクが高まるといわれるが、有識者の意見の中には、景気が好転し民間資金の需要が増えたときに国債の暴落の危険性が高いという指摘もある。

地方債についても、新聞報道によると、ミニ公募債等が現実のものになりつつあり、市場性を持つようになるのも遠い将来ではないはずである。その場合には、市場の選別化は厳しいものが予想されることは確実であり、市場性を前提とする場合には、少なくとも明瞭性、透明性の高い手続と情報開示が望まれる。





